

静岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第46号

静岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

静岡県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(負担金等の徴収方法) <b>第4条</b> (略) 2 前項の元利均等年賦支払の方法による支払期間（据置期間を含む。）は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度から起算して、令 <u>第52条第1項第1号の2</u> 及び第5号に掲げる事業にあつては15年、その他の国営土地改良事業に係るものにあつては17年とし、据置期間は、 <u>同項第1号の2</u> 及び第5号に掲げる事業にあつては3年、その他の国営土地改良事業にあつては2年とする。 3 (略)	(負担金等の徴収方法) <b>第4条</b> (略) 2 前項の元利均等年賦支払の方法による支払期間（据置期間を含む。）は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度から起算して、令 <u>第52条第1項第1号の3</u> 及び第5号に掲げる事業にあつては15年、その他の国営土地改良事業に係るものにあつては17年とし、据置期間は、 <u>同項第1号の3</u> 及び第5号に掲げる事業にあつては3年、その他の国営土地改良事業にあつては2年とする。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。